



令和6年9月20日から同月23日までの間に発生した豪雨（いわゆる「令和6年奥能登豪雨」）被災者への資力を問わない 無料法律相談のご案内

大規模災害の被災者に対する資力を問わない「被災者法律相談援助」制度の対象に令和6年9月20日から同月23日までの間に発生した豪雨（いわゆる令和6年奥能登豪雨）による災害が指定されました。**面談（出張相談・巡回相談を含む）、電話等による相談**が可能です。

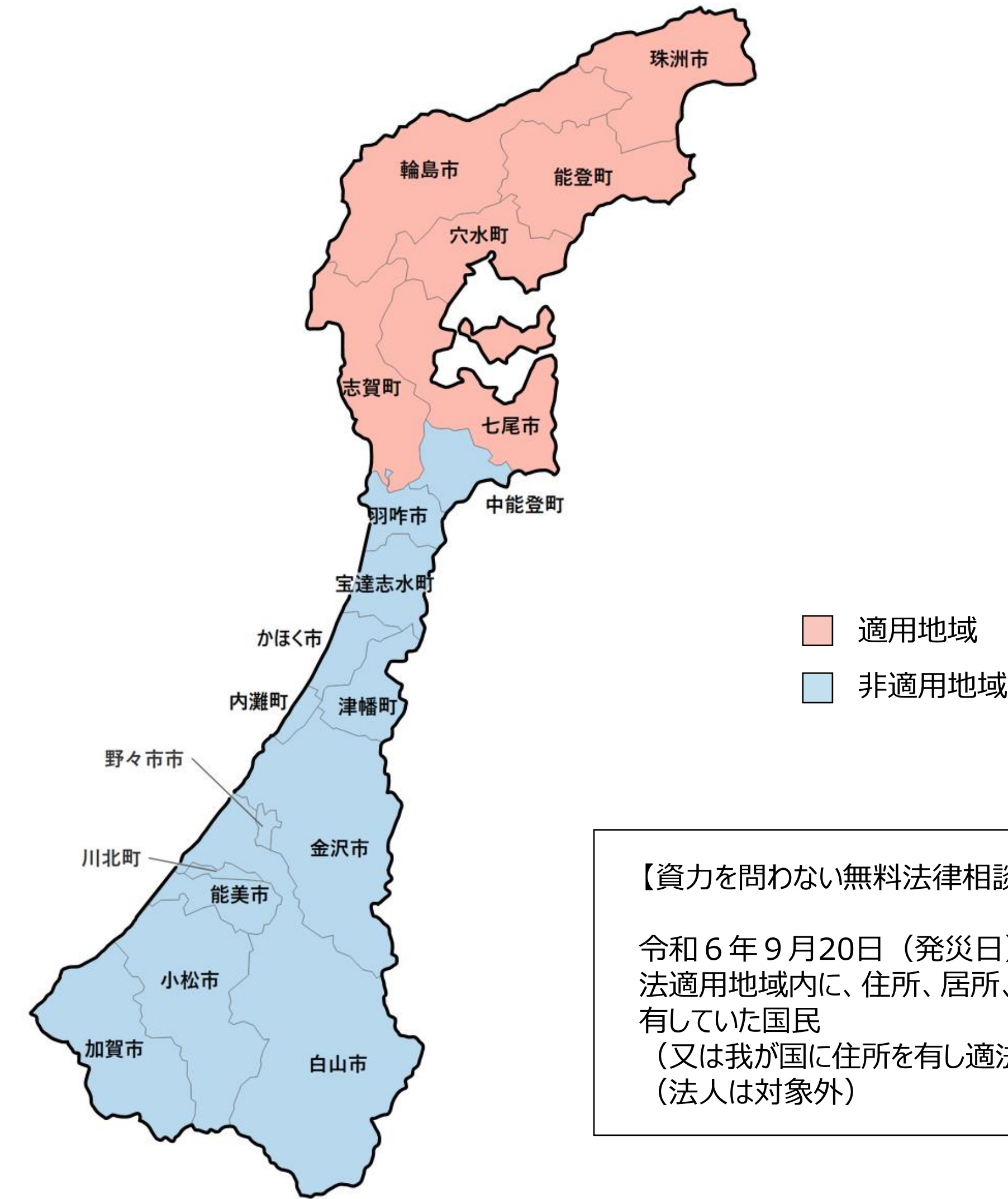
（被災者法律相談援助は、法律相談を対象とした制度です。法律相談の結果、**代理援助や書類作成援助の利用を希望する場合、資力要件確認及び事前の審査が必要**です。）
本制度は、**専用の援助申込書・相談票書式の利用が必要**であるなど、ご利用に一定の要件があります。
ご不明な点がございましたら、お近くの法テラス地方事務所までお電話ください。

利用要件等チェックシート

☐	相談者	令和6年9月20日（発災日）において、災害救助法適用地域内に、住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民（又は我が国に住所を有し適法に在留する外国人）であること（法人は対象外）。 【詳しくは裏面の地図をご覧ください。】
☐	相談内容	生活の再建に当たり必要な法律相談であること。 （そのような関係があれば幅広く利用可能。ただし、刑事事件は対象外。）
☐	相談回数	同一問題につき、一般法律相談援助、特定法律相談援助と合わせて、3回までの相談であること。 ※「令和6年能登半島地震」での被災者法律相談援助を含みます
☐	申込	令和6年12月25日から令和7年9月19日までの間に 被災者法律相談援助の申込がなされていること。
☐	専用書式の利用	被災者法律相談専用の援助申込書・相談票書式を利用していること。 【専用書式はこちら】 （通常の一般法律相談援助の書式を利用した場合、資力要件を満たす方であれば法律相談費の支払不可） ※法テラスHPから専用書式をダウンロードできます。 トップページ＞法専門家の方へ＞民事法律扶助 
☐	代理相談の場合の署名等	代理相談をすることについて、相当な方法により、本人の意思を確認する。 （意思確認が困難な場合、意思確認が困難な事情を相談票に記載する。） 援助申込書の各欄は次のとおり記載する。 氏名(自署)欄：本人の自署は不要。代理人が申込者本人の氏名を記入。 代理人(来所者)の氏名（自署）欄：代理人の氏名の自署が必要。 ※電話等相談援助における代理相談の場合、本人及び代理人の氏名は担当者が代筆 ※代理相談の場合も、被災者本人の相談回数（同一案件について3回まで）にカウントされるので注意
☐	個人情報提供同意	援助申込書上段記載の「個人情報の利用目的について」を説明し、相談者本人の同意を得る。 ※円滑で効果的な被災者支援を目的に、法テラスから弁護士会に相談者の個人情報を提供するため ※特に電話等相談援助の場合、相談者本人の手元に援助申込書がないため、丁寧な説明が必要
☐	相談担当弁護士・司法書士	民事法律扶助契約（従前の基本契約の場合、センター相談登録契約、事務所相談登録契約）を締結していること。（被災者法律相談援助実施のための別途契約は不要）
☐	その他	出張相談・巡回相談を行う場合は、一定の要件のもと、事前に法テラス地方事務所長の承認を受けること。

災害救助法適用地域

令和6年12月25日現在。
最新の災害救助法適用地域は、下記サイトからご確認ください。



【資力を問わない無料法律相談の対象者】

令和6年9月20日（発災日）において、災害救助法適用地域内に、住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民
（又は我が国に住所を有し適法に在留する外国人）
（法人は対象外）

石川県	七尾市（ななおし） 輪島市（わじまし） 珠洲市（すずし） 羽咋郡志賀町（はくいぐんしかまち） 鳳珠郡穴水町（ほうすぐんあなみずまち） 鳳珠郡能登町（ほうすぐんのとちょう）
-----	---